

「南米本部町出身子弟研修生受け入れ事業」委託業者選定
1次（書類）審査

提出者：

選定要領	応募資格	審査箇所	チェック
4	見積額は事業予算額の範囲内か。	(任意様式) 見積書	
5 (1)	<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。</p> <p><地方自治法施行令> 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に 次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。 (1)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 (2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に掲げる者</p>		
5 (2)	「海外子弟等の人材育成・研修受入に関する事業」の実績やノウハウを有すること。	【様式3】 実績書	
5 (3)	県内に主たる事務所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。	【様式2】 会社概要表 履歴事項全部証明書	
5 (4)	本委託業務を実施するため、管理責任者を含めて2人以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。必要に応じて、スペイン語、ポルトガル語に対応できる体制を外部委託等も含めて確保すること。	業務実施体制	
5 (5)	<p>応募は、共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。</p> <p>ア 共同企業体を代表する事業者が応募すること。 イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(1)の要件を満たす者であること。 ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(2)、(3)、(4)の要件を満たす者であること。</p>	共同企業体 協定書	
7	必要な企画提案書等の書類はそろっているか		

「南米本部町出身子弟研修生受け入れ事業」委託業者選定
2次（プレゼンテーション）審査

企画提案採点表

1 各委員は、審査項目毎に整数にて採点を行う。

No.	採点項目	会社名	①A社	②B社	③ C社
		最高得点	点数記入	点数記入	点数記入
1	研修生及び受入先との調整、入学手続き等に関する業務	10点			
	各受入機関との調整について具体的な提案があるか。				
2	入国・在留の手続き及び航空券の手配等に関する業務	10点			
	受入時期（9月）に合わせて必要と思われる入国や在留手続きについて提案があるか。				
3	住居の手配等、滞在中の生活支援や緊急時の対応に関する業務	10点			
	滞在中に安全して生活できるための具体的な支援方法（緊急時に早急に対応できるか等）の提案があるか。				
4	定期的な研修生との面談	15点			
	期待される研修となるよう困り感がないかなど定期的に研修生との面談が予定されているか。				
5	研修生と町民・県民との交流の推進等、ウチナーネットワーク作りに関する業務	15点			
	ウチナーネットワークの継承・発展に寄与されると思慮される取り組みについて提案があるか。				
6	沖縄や本部町の歴史・文化・習慣の理解促進のための町内研修に関する業務	15点			
	帰国後に沖縄や本部町の歴史・文化等を広められるよう、それらの理解が深まるための研修内容となっているか。				
7	歓迎会、オリエンテーション、修了式等の開催	10点			
	研修生が同じ目的を共有し、研修成果を高めるための歓迎会、オリエンテーション、修了式等について提案がなされているか。				
8	研修生の帰国に関する業務	5点			
	賃貸物件や生活インフラ等の手続きの支援を行い、無事に帰国できるような支援内容となっているか。				
9	経費見積	5点			
	各経費は適切に見積もられているか。				
10	その他	5点			
	事業目的の達成に寄与する効果的な独自の提案があるか。				
総合計（100点満点）					
順位点					